



島根県報

平成23年2月22日（火）

第2,267号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の退任	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（森 林 整 備 課）	2
土地収用法の規定による事業の認定	（用 地 対 策 課）	3
都市計画変更の図書の縦覧（2件）	（都 市 計 画 課）	4
建築物の屋根の構造を制限する区域の指定	（建 築 住 宅 課）	5

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧（3件）	（都 市 計 画 課）	5
------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年 2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

鹿足郡吉賀町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

河上 武雄 鹿足郡吉賀町幸地570番地

柿永 功男 鹿足郡吉賀町柿木村大野原386番地

島根県告示第112号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年 2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成3年8月19日農林水産省告示第1050号（2に係るものに限る。）、昭和58年8月20日農林水産省告示第1515号（1に係るものに限る。）及び昭和58年11月17日農林水産省告示第2181号
 - 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに浜田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
-

島根県告示第113号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年 2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年8月1日農林水産省告示第1269号（3及び4に係るものに限る。）
 - 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
-

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第114号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成23年 2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

出雲市

2 事業の種類

鷺浦地区漁業集落環境整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市大社町鷺浦地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請事業は、島根県出雲市大社町鷺浦地区(以下「本地区」という。)における鷺浦地区漁業集落環境整備事業(以下「本事業」という。)である。申請に係る起業地は、本事業のうち用地買収を必要とする処理施設部分であり上記のとおりである。

本事業は、農林水産省所管の漁業集落環境整備事業により実施するもので、土地収用法(以下「法」という。)第3条第31号に該当する事業である。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本事業の起業者である出雲市(以下「起業者」という。)は、農山漁村地域整備交付金交付要綱(平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知)による補助金の交付を受け、また起債等による財源措置を講じ、同市議会の議決を受けているので、本事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本地区は、日本海に面し、ブリ漁をはじめとした漁業を基幹産業とする人口199人(平成21年9月末日現在)の漁村集落である。

本地区では下水道が整備されておらず、生活雑排水のほとんどが浄化されずそのまま道路側溝に流され、悪臭の発生及び蚊・ハエの大量発生の原因となり衛生上問題がある。さらに、生活雑排水は、側溝から河川を經由し日本海に流され赤潮発生原因になる等、本地区における公共水域の水質悪化をもたらしており、本地区の住民の生活環境のみならず漁業にも深刻な影響を及ぼしている。

本事業は、かかる状況に対処するため、本地区内の各家庭から排出される生活雑排水、し尿等を主要地方道斐川一畑大社線、市道鷺浦95号線等の道路に設置した管路施設及び中継ポンプ施設によって処理施設へ収集し、そこで環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年3月30日厚生省令第17号)第1条の2に定めるBOD基準に適合するよう生物的処理した上で、処理水を管路施設を經由し日本海へと放流しようとするものである。

本事業の工事施工に伴う通行規制、騒音、振動等の問題については必要最小限に抑制し、また処理施設の供用開始に伴い発生する臭気については脱臭設備を設けて解消する計画とされており、本地区の住民と協議を行い、合意のもとに事業を推進するものとされている。

よって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業者が現地踏査及び担当部局との協議を行い、特別に保全すべき動植物、希少動植物、特別な保全措置の必要な文化財等については、起業地内に存しないことを確認している。

よって、本事業の施行により失われる利益は極めて軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地の選定に当たり、本地区内の複数の候補地の中から環境的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用している。

よって、本事業計画は、合理的なものであると考えられる。

以上のとおり、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると前者が後者に優越すると認められる。

したがって、本事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 早期施行の必要性

(3)で述べたとおり、本地区における公共水域の水質悪化の状況を鑑みるに、できるだけ早期に対策をする必要性が認められる。

また、本地区の住民に対するアンケート調査の結果によれば、下水処理施設が未整備であることに起因する問題点について早急に改善を望む声が多く見られたほか、本事業の促進に関して地元からの要望書が提出されている。さらに、本事業実施に伴う分担金等の住民負担についても、地区内の大部分の世帯から同意を得ており、本事業の早期実現に対する要望は非常に強いものと判断できる。

よって、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本事業に係る起業地は、地区の人口や汚水量のほか、集落の形態、地形及び地質、地下埋設物、住民の意見、施設の維持管理等を考慮し、建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）、浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）等の各種法令、基準、指針等に基づき設計した必要最小限の集落排水施設であり、全て本事業の用に恒久的に供される範囲に当たる。

よって、収用・使用の別についても合理的であると認められる。

以上のとおり、本事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

以上のとおり本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所（上下水道局下水道建設課）

島根県告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更

したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年 2 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
雲南都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
雲南市大東町大東及び金成
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年 2 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
雲南都市計画公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
雲南市大東町大東
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第117号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定により、建築物の屋根の構造を制限する区域を次のとおり指定する。

平成23年 2 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

雲南市

雲南都市計画用途地域

ただし、当該区域のうち平成13年島根県告示第285号で指定した大東町の区域及び平成21年島根県告示第269号で指定した区域を除く。

関係図面は、島根県土木部建築住宅課、雲南県土整備事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成23年 2 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
雲南都市計画土地区画整理事業
 - 2 都市計画を変更する土地の区域
雲南市大東町大東
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成23年 2 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
雲南都市計画道路
 - 2 都市計画を変更する土地の区域
雲南市大東町大東
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成23年 2 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
雲南都市計画用途地域
 - 2 都市計画を変更する土地の区域
雲南市大東町大東
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-